

『VOLUTTA』FC 規 程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 VOLUTTA FCは、VOLUTTA メンバーのフットサル及び、交流を積極的に推進するとともに、メンバーの健康を向上させ、もって心身ともに張りのある生活を持てるよう総合的な改善発達を図り、すべては、60歳まで枯れない情熱をみんなで持ち続けるために運営することを目的とする。

(名 称)

第2条 名称は、VOLUTTA FC (以下、「本FC」という。) と称する。

(事 務)

第3条 事務は、豊田及び、榎本両名運営の事務局において行う。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 本FCは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) フットサル練習に関すること。
- (2) フットサル大会参加に関すること。
- (3) 本FC メンバーの交流に関すること。
- (4) 地域活動に関すること。
- (5) 相互のフットサルチームと親睦・連携を図ること。
- (6) 関係団体との連携または連絡を行うこと。
- (7) 社会一般の福祉の増進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本FCの目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 メンバー

(メンバーの資格)

第5条 本FCのメンバーとして資格を有する者は、フットサルを純粹に愛し、一過性のブームに走らず長期間に渡り運動する事に喜びを見出すことのできる者であって、年齢、性別は問わない。

(加 入)

第6条 メンバーたる資格を有する者は、所定の加入手続により加入することができる。

2 前項の加入の諾否は、事務局によって決定する。

(脱 退)

第7条 メンバーは、次の場合には、脱退する。

- (1) メンバーたる資格を喪失した場合。
- (2) 死亡した場合。
- (3) この規程に違反し又は本FCの体面をけがす行為のあったメンバーに対して、事務局の議を経て戒告又は除名した場合。
- (4) 本人から申し出があった場合。

(部 費)

第8条 メンバーは、部費を納入しなければならない。

2 前項の部費の額及びその払込みの方法並びに納期は、事務局にて定める。

(届 出)

第9条 メンバーは、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を事務局に届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは住所に変更があったとき。

(2) その他メンバーたる資格の喪失を来たすべき事実があったとき。

第4章 部 役 員

(部役員)

第10条 本FCに、次の役員を置く。

(1) 監 督 1人

(2) 会 計 1人

(5) 監査委員 2人以内

(部役員の職務)

第11条 監督は、本FCを代表し、本FCを総理する。

2 会計は、監督を補佐し、監督に事故があるときはその職務を代理し、監督が欠員のときはその職務を行う。

3 監査委員は、本FCの業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果をメンバー総会に報告する。

(部役員の任免)

第12条 部役員は、メンバー総会においてメンバーの互選により選任し、又は解任する。

(部役員の任期)

第13条 部役員の任期は、1年とする。ただし、部役員は、再任されることできる。

2 任期の満了又は辞任によって退任した部役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

3 補欠により選任された部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 総 会

第1節 総 会

(メンバー総会)

第14条 本FCは、メンバー総会を開催する。

2 メンバー総会は、通常メンバー総会及び臨時メンバー総会の2種類とし、監督が招集する。

3 通常メンバー総会は、毎事業年度1回開催することとし、臨時メンバー総会は、監督が必要と認めたときに開催する。

4 メンバー総会は、部員の2分の1以上の出席で成立する。

5 メンバー総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 メンバー総会の議長は、出席したメンバーのうちから互選する。

(メンバー総会の決議事項)

第15条 次の事項は、メンバー総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。

第6章 会 計

(事業年度)

第16条 本FCの事業年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わるものとする。

(収入)

第17条 本FCの経費は、加入金、部会費、大会参加時の集金及びその他の収入をもってあてる。

第7章 そ の 他

(その他必要な事項)

第18条 この規程に定めのある事項のほか、VOLUTTAの円滑な運営に関し必要な事項は、部役員の議決を経て別に定める。

附 則

(実施の時期)

1 この規程は、本FCの成立の日から実施する。

VOLUTTA FC 部費の賦課基準等

規程第8条により部費の賦課基準等は次のとおりとする。

1. 部費の額

区 分	金額 (月額)	備 考
加 入 金	3,000円	カテゴリーI・IIが対象
メンバー (カテゴリーI)	2,000円	ユニホーム 白/赤
メンバー (カテゴリーII)	1,000円	ユニホーム 赤
一般参加者 (カテゴリーIII)	100円/1回	ユニホーム なし

但し、特別の事情がある場合、監督が特に認めたときは部役員の議決を経て増減額することができる。

2. 部費の払込みの方法

毎月最初の練習日に納付とする。(毎月納付) 一般参加者に関してはその都度集金する。

3. 部費の納期

原則として、毎月末日を期日とする。

但し、当該月に納入できない場合は、翌月末日を期日とする。

附 則

(実施の時期)

- 1 本基準は本FCの成立の日から実施する。

VOLUTTA FC 慶弔規程

	内 容	金 額
1	メンバーが結婚した時	5,000円
2	友誼団体等の祝い	監督の定める額
3	メンバーが死亡した時	花輪と10,000円
4	メンバーの配偶者が死亡した時	花輪と5,000円
5	メンバーの父母及び子供が死亡した時	花輪と5,000円
6	メンバーの災害の時	スポーツ保険を準用する
7	その他部役員で認める内容の時	部役員の定める額